

令和 7 年度第 3 回

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会次第

日 時 令和 7 年 6 月 1 3 日 (金) 9 時 3 0 分 ~

場 所 鳥取第一地方合同庁舎 2 階共用会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について

(2) その他

3 閉 会

(案)

令和 7 年 6 月 13 日

鳥取地方労働審議会

会長 多田 憲一郎 殿

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会

部会長 中野 聡

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 3 月 7 日鳥取地方労働審議会において付託された鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員

公益代表委員

部会長	中野 聡	中野社会保険労務士事務所特定社会保険労務士
部会長代理	道前 緑	鳥取短期大学生活学科教授
	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授

家内労働者代表委員

河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長
北畑 仁史	U Aゼンセン鳥取県支部支部長
瀬村 由美子	家内労働者

委託者代表委員

田中 秀明	(株) 丸由店長
西村 知巳	(一社) 鳥取県経営者協会専務理事
吉岡 きよ乃	グッドヒル (株) 総務部長

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 鳥取県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
 - (1) 男子既製洋服のまとの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程		金額	
背広上衣	そで付け裏まつり		1枚につき	127円
	そで口裏まつり		1枚(28センチメートル×2)につき	64円
	見返し7ミリメートル星入れ		75センチメートルにつき	57円
	ベンツまつり		1か所(6センチメートル)につき	13円
	背すそまつり		1枚につき	40円
	そであきまつり		1枚につき	17円
	えり折り返し裏まつり		1枚につき	17円
	背裏鎖止め		1か所につき	17円
	肩裏まつり		1枚につき	40円
	そで裏星入れ		1枚につき	32円
	ベンツ止め		1か所につき	5円
	カード付け		カード1枚につき	9円
	糸くず取り		1枚につき	64円
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	1本につき	17円
		わたり部について行うもの	1本につき	25円
	ボタン付け		1個につき	9円
	腰裏後端まつり		1本につき	9円
	糸くず取り		1本につき	25円

- (2) 婦人既製洋服のまとの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額	
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	11円

	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	17 円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	20 円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	22 円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8 円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル（ベルト通しループを除く）	1か所につき	11 円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	6 円
	肩パット付け	部分止め	1組につき	28 円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	37 円
	糸くず取り		1枚につき	17 円
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	11 円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	17 円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	20 円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	24 円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8 円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル（ベルト通しループを除く）	1か所につき	8 円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	6 円
	糸くず取り		1枚につき	17 円
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	11 円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8 円
	糸くず取り		1枚につき	16 円

4 効力発生の日 法定どおり

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃改正決定審議会経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
審議会	令和6年度 第2回	令和7年3月7日	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定について（諮問） 2 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会の設置
専門部会	第1回	令和7年5月9日	1 部会長・部会長代理の選出について 2 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正諮問について 3 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の審議・行程について 4 資料の説明について 5 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査結果について 6 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集について 7 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について
	第2回	令和7年6月9日	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について
	第3回	令和7年6月13日	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃改正決定審議経過

開催年月日	審議会・専門部会	審議の経過	提出資料
令和7年3月7日	第48回 鳥取地方労働審議会	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定について（諮問） 2 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会の設置	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無に関する報告書 2 最低工賃の改正に係る法令及び規程（抜粋） 3 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃について
令和7年5月9日	第1回 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会	1 部会長・部会長代理の選出について 2 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正諮問について 3 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の審議・行程について 4 資料の説明について 5 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査結果について 6 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集について 7 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について	1 鳥取地方労働審議会男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員名簿 2 最低工賃の決定、改正、廃止の手続き及び審議の工程表 3 地方労働審議会令 4 鳥取地方労働審議会運営規程 5 家内労働法 6 鳥取県男子服・婦人服製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）（写） 7 鳥取県の最低工賃 8 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成27年5月21日発効） 9 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃改正年別一覧表 10 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（標準作業時間・1時間換算額） 11 鳥取県内の業種別委託者数及び家内労働者数の推移 12 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃適用委託者数、家内労働者数の推移 13 年度別最低賃金及び男子服・婦人服製造業最低工賃の改正一覧表 14 全国の男子服・婦人服関係最低工賃改正状況 15 男子服・婦人服の品目工程別全国（中四国）平均額等一覧表 16 男子服・婦人服の品目工程別・局別比較表 17 男子服・婦人服の品目工程別・局別比較表（標準作業時間含む） 18 令和6年度鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査報告 19 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集 20 令和7年度答申日別最短効力発生予定日一覧表 …別添資料… 最近の経済指標（日本銀行松江支店、鳥取県、財務省中国財務局鳥取財務事務所） 家内労働のしおり（令和6年度版） …机上配布資料… 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する意見収集結果

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃改正決定審議経過

開催年月日	審議会・専門部会	審議の経過	提出資料
令和7年6月9日	第2回 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について	1 男子服 工程別作業時間比較表
令和7年6月13日	第3回 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について	

(案)

鳥 地 審 第 号

令 和 7 年 6 月 13 日

鳥取労働局長

山下 禎博 殿

鳥取地方労働審議会

会長 多田 憲一郎

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の決定について（答申）

当審議会は、令和7年3月7日付け鳥労発基 0307 第1号をもって諮問された標記のことについて、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員

公益代表委員

部会長	中野 聡	中野社会保険労務士事務所特定社会保険労務士
部会長代理	道前 緑	鳥取短期大学生生活学科教授
	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授

家内労働者代表委員

河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長
北畑 仁史	U Aゼンセン鳥取県支部支部長
瀬村 由美子	家内労働者

委託者代表委員

田中 秀明	(株) 丸由店長
西村 知巳	(一社) 鳥取県経営者協会専務理事
吉岡 きよ乃	グッドヒル (株) 総務部長

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 鳥取県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
 - (1) 男子既製洋服のまとの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程		金額
背広上衣	そで付け裏まつり		1枚につき 127円
	そで口裏まつり		1枚(28センチメートル×2)につき 64円
	見返し7ミリメートル星入れ		75センチメートルにつき 57円
	ベンツまつり		1か所(6センチメートル)につき 13円
	背すそまつり		1枚につき 40円
	そであきまつり		1枚につき 17円
	えり折り返し裏まつり		1枚につき 17円
	背裏鎖止め		1か所につき 17円
	肩裏まつり		1枚につき 40円
	そで裏星入れ		1枚につき 32円
	ベンツ止め		1か所につき 5円
	カード付け		カード1枚につき 9円
	糸くず取り		1枚につき 64円
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	1本につき 17円
		わたり部について行うもの	1本につき 25円
	ボタン付け		1個につき 9円
	腰裏後端まつり		1本につき 9円
	糸くず取り		1本につき 25円

- (2) 婦人既製洋服のまとの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円

	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	17 円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	20 円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	22 円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8 円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル（ベルト通しループを除く）	1か所につき	11 円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	6 円
	肩パット付け	部分止め	1組につき	28 円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	37 円
	糸くず取り		1枚につき	17 円
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	11 円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	17 円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	20 円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	24 円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8 円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル（ベルト通しループを除く）	1か所につき	8 円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	6 円
	糸くず取り		1枚につき	17 円
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	11 円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8 円
	糸くず取り		1枚につき	16 円

4 効力発生の日 法定どおり